第６回条例検討会（建物・公共交通／住宅分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 11 月 21 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：長谷川(美)グループ長、川崎委員、長谷川(イ)委員、正道委員、（代理）和田新潟交通㈱乗合バス部運転保安課長、伊藤進行役
欠席者：なし
関係課：清水住環境政策課長補佐、諏佐土木総務課長、佐々木土木総務課計画係長、今井都市交通政策課長補佐、小林障がい福祉課介護給付係長

建物・公共交通分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　施設・公共交通機関職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（２）障がいを理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

○　委員意見など

【新潟交通関連】

≪新潟交通の取組み≫

・6 割のバスが、車椅子対応のバスとなっている。グループ全体だと 4 割が対応している。

・道幅が狭い、歩道がない、段差が高いなどの理由でスロープが出せないことはある。

・段差があってスロープが出せない場所は、把握しているので、今後市と解消に向けて

取り組む

・障がい者という理由で乗車拒否することはない。また、障がい者が一人だからという理由で拒否することもない。

・最近は、車椅子の障がい者が乗車した場合、車椅子の固定を徹底している。しかし、固定を断る障がい者が多い。理由は、「乗車に5分・降車に3分かかるため、他の乗客に迷惑がかかる」や「介助者がついているから」というもの。その場合、乗車を拒否することがある。

・車椅子の固定は必要だが、ある運転手が、善意で車椅子を固定しないことを容認したとする。後日、別の運転手が固定をもとめると、対応が異なるというクレームに繋がる。

・差別的な対応があれば、社内で指導している。

・バスカードを廃止する際、視覚障がい者を対象として、りゅーとカードの利用体験会などを開催し、理解を求めた。

・乗務員の研修では、高齢者疑似体験を行っている。

≪新潟交通の取組みに対する意見≫

・体験会などの新潟交通が行っている乗車支援の取組みを市民に周知する仕組みが必要。

・スロープが出せない理由や場所をＨＰやマップなどで利用者に伝えることができれば、みんなが納得する。障がい者団体に対して情報提供も行うべき。→市民に情報提供を行い、理解・協力を求めることが必要。

・席が空いているのに、バスの中で立っている視覚障がい者がいた場合、運転手だけでなく、他の乗客も席があいていることを教えるべき。

・車椅子の方が乗車したとき、「車椅子対応をしていますので、少しお待ちください」などのアナウンスをすべきではないか？一方で、アナウンスすること自体が、「無意識の差別に当たる」と当事者に言われたこともある。難しい問題。→全体会で諮る

・社内研修をしっかりやることが大事。

・事業者の取組みを障がい当事者が褒める仕組みがあると良い。

・事業者の悩みを解決する仕組みが必要。地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは。

【その他の意見】

・ＪＲの事例については、ＪＲに話を聞かないとわからない。

２．合理的配慮の不提供

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　施設・公共交通機関職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

④　施設・公共交通機関職員が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う

≪事後防止策≫

⑤　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）建物その他の施設に関して障がいの特性に応じてきめ細かく配慮や工夫が望まれる募集事例

○　委員意見など

・市民において、点字ブロックへの理解がない。→理解を深める活動を行う必要がある。

・（番号 127）のような事例について、全ての施設で対応するのは難しい。

【市に関連する事例】

・【資料 1】に基づき説明。

・点字ブロックの設置については、他の利用者や運搬物との兼ね合いから、どこでも設置するのは難しい。

※全体的に背景がわからない事例が多く、議論が難しかった。

（２）公共交通機関に関して障がいの特性に応じてきめ細かく配慮や工夫が望まれる募集事例

○　委員意見など

※「１．障がいを理由とした差別的取扱い・（２）障がいを理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること・【新潟交通関連】」のとおり

住宅分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　住宅関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施するする

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

◎障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

○　委員意見など

・障がい者が入居できる物件を不動産屋は押さえている。

・なぜ入居を断るのか、家主はきちんと説明する義務がある。

・市営住宅については、視覚障がい者向けの専用住宅があり、別途抽選を行っている。

２．合理的配慮の不提供

事例なし